

2 0 2 1

# 教職員が実感できる多忙化防止計画

令和 3 年

横手市教育委員会

◆勤務実態調査結果より（横手市校長会調べ）

令和2年度4月～7月

【小学校】

- 時間外在校等時間 小学校平均 39.6時間
- 時間外在校等時間80時間超の主な理由
  - ・新年度の学級事務
  - ・教材研究
  - ・指導案作成、研究会準備
  - ・行事の企画、準備 等
- 具体的な対策
  - ・業務の平準化
  - ・分掌のチーム組織化
  - ・会議の削減と内容精選
  - ・ICTを活用した業務軽減
  - ・一部教科担任制の実施
  - ・学校行事の見直し
  - ・指導案検討会の効率化
  - ・児童数が多い学級への人的配慮
  - ・ノー残業デーの設定
  - ・リフレッシュデーの設定
  - ・週2回清掃等カットによる児童退校時刻の繰り上げ

【中学校】

- 時間外在校等時間 中学校平均 53.1時間
- 時間外在校等時間80時間超の主な理由
  - ・新年度準備
  - ・部活動指導
  - ・テスト問題作成、採点等
  - ・指導案作成 等
- 具体的な対策
  - ・運動会や激励会の簡素化
  - ・各種会議の簡素化と時間短縮
  - ・生徒指導に係る対応を管理職が主導（学年部、学級担任の負担軽減）
  - ・最終退勤時刻の設定（19:30）
  - ・一部職員への生活サイクル見直しの指導
  - ・ノー残業デー
  - ・部休日の設定と活動時間の設定

令和2年度8月～12月

【小学校】

- 時間外在校等時間 小学校平均 38.6時間
- 時間外在校等時間80時間超の主な理由
  - ・期末事務処理
  - ・研究会、訪問等の指導案作成
  - ・修学旅行
  - ・学習発表会
  - ・教材研究
  - ・行事ごとのコロナ対策
  - ・閉校式典準備 等
- 具体的な対策（4月～7月との重複内容は除く）
  - ・行事の削減
  - ・通知表の改善
  - ・自学点検のサポート
  - ・学習発表会の簡略化
  - ・時間配分を明示した職員会議
  - ・最終退勤時間19時の呼びかけ

【中学校】

- 時間外在校等時間 中学校平均 52.7時間
- 時間外在校等時間80時間超の主な理由
  - ・研究会、訪問の指導案作成
  - ・期末テストの作成と事後処理
  - ・部活動（土日の市秋季大会）
  - ・高校進学に向けた書類作成
  - ・学校祭や合唱祭等の行事
  - ・周年行事 等
- 具体的な対策（4月～7月との重複内容は除く）
  - ・学校祭の簡素化
  - ・秋時間の設定による部活動時間の短縮

## ◆目指すべき姿

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

## ◆目標

### 【小・中学校共通】

全教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※月当たりの時間外在校等時間数が80時間を超える教職員の割合を令和5年度までに0（ゼロ）に近付ける。

### 【在校等時間と時間外在校等時間】

☆在校等時間：教職員が在校している時間を基本とし、その時間に以下の①を加え、②、③を除いた時間。

<基本とする時間>

- ・在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

<除く時間>

- ②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ③休憩時間

☆時間外在校等時間：在校等時間から、条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間

## ◆計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

なお、毎年度の取組状況を検証した上で、必要に応じて取組内容の見直しや改善を図り、計画に反映させていく。

## ◆対策の重点と具体的な取組 ～4つの重点項目の設定～

### 重点項目① 時間管理・時間意識の徹底（小・中学校共通）

「時間は有限。限られた時間の中でどのように仕事をするか」という時間に対する意識の向上、習慣化に努め、無制限無定量の勤務を改め、業務を効率的・効果的に遂行できるよう取り組む。

### 【取組内容】

○勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間の設定

- ・労働基準法においては、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有している。職員の出勤、退勤時間を把握する勤務時間管理簿はそのためのツールであることを管理職は理解した上で、教職員一人一人の出勤、退勤時間を正確に把握することが重要である。

- ・管理職は、把握した個々の職員の勤務時間を基に、学校全体として、業務の廃止、削減等の見直しや、職員間での業務の平準化、個々の職員への助言を行い勤務時間の短縮に結び付ける。
- ・時間を管理することは習慣付けることが大切である。学校全体で時間管理を習慣化することで、教職員一人一人の時間に対する意識の向上につなげる。
- ・学校は勤務時間の実態把握と市教育委員会への報告、報告を受けた市教育委員会は学校への指導・助言を行う。

○学校の最終退校時刻の設定

- ・退校時刻を意識した仕事の進め方や優先順位を付けた効率化など、勤務時間に対する意識を高めるとともに、必要な業務終了後は速やかに退校することを習慣化する。

最終退勤時刻	小学校 19時	中学校 20時
--------	---------	---------

○長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・長期休業中に学校閉庁日を設定する。

夏季休業中：5日以上（週休日及び休日を含む。）
-------------------------

〈冬季休業中：原則、平日3日以上（年末年始を除く。）〉
-----------------------------

※「新しい公立高等学校入学者選抜制度」の決定を見て再検討する。
---------------------------------

○ノー残業デーの設定

- ・ノー残業デーを、週に1日以上設定する。
- ・心身ともに健康な生活を送るためには、休養と気分転換が必要である。意識的に、週間、月間、年間でメリハリを付けて仕事することを習慣化し、時間を有効に活用するよう意識の向上を図る。（部活動休養日と合わせてノー残業デーを設定するなどの休みやすい環境の整備等）

○勤務時間外における連絡対応の体制整備 **【※令和4年度から施行することとする。】**

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせに対し、教職員の心理的負担感の軽減や、集中して業務に当たる環境が作られるよう、原則として次のような方針で対応する旨、学校から各家庭に周知する。

■夏季は19時、冬季は18時以降、緊急性のない連絡・相談等は、ご遠慮願う。

■平日の上記時間外、及び休業日において、緊急性のある事柄が発生した場合には、各校で定めた緊急連絡先に連絡をしていただく。

○メンタルヘルス対策の実施

- ・労働安全衛生法に基づき教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、ストレスチェックや管理職による面談、各種健康相談事業を実施し、教職員の心と体の健康増進に努める。

## 重点項目② 業務改善への取組（小・中学校共通）

業務改善の第一歩は、業務の全体像を把握することから始まる。個人で、所属の職員全員で、今一度業務の見直しをする。そして、これまで行ってきた慣習、習慣を疑い、業務の取捨選択、優先順位付け、見える化等により仕事を進める。

### 〔取組内容〕

- 会議・研修の見直し
  - ・会議資料の事前配布の徹底、会議開始時刻・終了時刻の設定と遵守、参加メンバーの厳選、議事要旨の事後配布、復命の簡素化、校内LANの活用による会議の削減等
  - ・市教育委員会が主催している会議・研修の整理、調整
- 市校長会・教頭会等の開催
  - ・市内20の小・中学校が教職員の多忙化に関する危機感、防止対策の重要性を共通に理解することが重要である。他校での取組事例の発表、意見交換、情報共有を通して、各校の取組に活かし、業務改善を図る。
- 学校マネジメントの強化
  - ・学校における業務改善には管理職のマネジメント能力の向上が必要不可欠であることから、時間管理、健康安全管理などの要素を盛り込んだ研修により、管理職のマネジメント力を強化する。

## 重点項目③ 部活動指導の負担軽減（中学校）

中学校で時間外勤務の大きな要因となっている部活動について、適正な休養日、活動時間の設定等を行うとともに、外部人材の活用を図りながら、生徒の健康保持と部活動指導に当たる教職員の負担軽減を図る。

### 〔取組内容〕

- 休養日の設定と徹底
  - ・運動部活動の在り方に関するスポーツ庁策定のガイドライン及び県が策定する運動部活動の在り方に関する方針の周知を図り、市教育委員会が定める運動部活動の方針及び学校が定める活動方針の遵守を働き掛ける。
- 部活動時間の設定と徹底
  - ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。
- スポーツ関係団体との協議
  - ・中学校体育連盟等と継続して協議をもち、生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減のため、運動部活動方針の遵守を働き掛ける。
- 部活動指導員配置の検討
  - ・中学校における部活動指導員の配置について、財源確保、人材確保等を確認しながら検討を進める。

- 保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼
  - ・生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減について理解が得られるよう、休養日や活動時間の遵守について、保護者、地域住民、外部指導者等へ説明し、理解を求める。
- 運動部以外の部活動
  - ・運動部以外の部活動についても、運動部に準じた対策を進めることで指導の負担軽減を図る。

<b>重点項目④ 事務機能の強化や外部人材の活用（小・中学校共通）</b>
---------------------------------------

教職員の負担軽減を図るためには、事務職員の活用による事務機能の強化や、様々な校外から多くの方々の人的サポートを得ることが重要である。

今後も、市教育委員会、学校それぞれの立場で、事務機能の強化や外部人材の活用を図っていく。

**[取組内容]**

- 所管する小・中学校への指導・助言・支援
  - 各学校に対し、学校ごとの業務改善計画の作成を依頼するとともに、その計画進捗状況の把握等のフォローアップを行う。
- 各学校の勤務実態の把握と管理
  - ・各学校が行う教職員の勤務時間の実態把握について報告させるとともに、必要な指導監督を行う。
  - ・勤務実態の把握に当たっては、勤務時間管理簿を市内統一の様式にするなど効率的な管理手法を検討する。
- 会議・研修の精選、調査・照会物の精選
  - 県教育委員会とも調整を図りながら、類似した会議・研修・調査・照会物について見直しを図り、廃止、削減等を検討する。
- 事務の機能強化や共同実施の検討
  - 学校事務について共同実施による事務の効率化や、事務職員が積極的に学校運営に関わることができるよう、職務の見直しも含めた方策を検討する。
- 外部人材の活用
  - 県事業で配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用の他、外部人材の活用も図る。サポートスタッフの配置も引き続き県に要望していく。
- 保護者・地域住民等への協力依頼
  - 学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、地域住民等へ広報する機会を創出するなど理解を得るよう努める。

◆部活動について

【小学校における取組】

【取組方針 1】

小学校の運動部活動は、学童期にふさわしい無理のない適度なものとする。

成長期にある児童のスポーツ障害を防止するとともに、発達段階に応じたバランスのとれた体づくりと運動の楽しさを味わえるようにする。

【取組方針 2】

学校教育活動の一環として、小学校体育連盟の主催及び共催の大会、及び県・市教育委員会主催及び共催の大会のみに参加できることとする。

現在の小学校運動部活動（陸上競技・水泳・クロスカントリースキー）は横浜市小学校体育連盟主催及び共催の大会参加がほとんどであるが、各学校の事情においては、県大会や全国大会参加についても運動部活動として行っているケースも見られる。令和元年度以降は、県大会については可能な範囲で各学校で、県を超えた上位大会参加については運動部活動として行わないこととしており、今後も引き続きこの方針を継続することとする。

【取組方針 3】

児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、以下について共通理解し、小学校運動部活動の方針とする。

1 活動時間・参加大会について

(1) 終了時刻を原則次のようにする。

・活動終了時刻 17:30 ・11月以降は17:00

(2) 土曜日・日曜日・祝日の大会参加を除いて、部活動は行わない。

2 休養日（休止日）について

(1) 平日の2日は休養日とする。

(2) 学校閉庁日は休養日とする。

(3) 土曜日・日曜日・祝日の大会に参加した場合は、次の日を休養日とする。

3 大会運営について

各大会の運営については、関係競技団体等との連携を密にし、教職員の負担軽減に努めるものとする。

4 その他、特別な事情が発生した場合は、学校長の許可・指導のもと、適切に行うものとする。

【取組方針 4】

各学校においては、取組の1～2を踏まえ、各学校における運動部活動の在り方を検討・協議し、具体的な取組を進めることとする。

運動部活動の活動状況は、各学校で異なり、また、保護者の考えや地域の実情も異なることから、既存の運動部活動の在り方について、取組の1～2を踏まえて各学校で検討・協議し、以下の方針について各学校の実情に合わせて関係機関の共通理解を得て、実施することとする。

#### 【取組方針 5】

各小学校における他の部活動についても、市内校長会で協議の結果、運動部活動に準じて行うこととする。

市内小学校には、陸上・水泳・スキーの各部活動の他、剣道・合唱・金管バンド・マーチング・バトンなどの部活動を行っている学校もある。これら他の部活動についても中学校同様に、練習時間や練習日数、休日の大会やコンクール参加等、基本的に運動部活動と揃えながら、校長の指導のもと、適切に実施することとする。

なお、学校事情によって、他の部活動については、将来的に地域の方々にお願ひできるよう調整・検討を進めていく。

#### 【中学校における取組】

##### 1 活動時間について

- (1) 平日は、スクールバス等の関係から終了時刻を示すこととする。
  - ・活動は18：45終了 19：00完全退校を厳守する。
- (2) 土曜日及び日曜日（以下「週末」）は、3時間程度とする。
- (3) 長期休業中においても、これに準ずる。

##### 2 休養日（休止日）について

- (1) 平日は週1日、月曜日を休養日とする。その週で他の日に休養日が設定されている場合は、そこに振り替えてもよい。
- (2) 週末も少なくともどちらか1日を休養日とする。
- (3) 第1・3日曜日は、休養日とする。

#### 【留意事項】

- (1) 週末に大会等への参加で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 週末（土・日両日）の大会参加に関して、月に2大会程度とする。
- (3) 冬期間（降雪期間）、平日における活動時間の短縮等を行う。
- (4) 学校閉庁日は休養日とする。
- (5) 長期休業中においても、これに準ずる。
- (6) 文化部活動についても、運動部活動に準じて休養日を設ける。

◆今後の取組の方向性

上記の目標への取組が不十分であったものについてはその要因を分析し、市教育委員会、学校、関係団体等がこれまで以上に情報交換を密にし、学校現場のニーズを把握した上で対策を実行する。

区分	今後の対応 [市教育委員会]
事業等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ネットワークシステムの構築、校務支援システムによる校内の各種情報の共有化や教職員の事務処理の効率化等</li> </ul>
会議・研修等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修の内容精査と重複実施等の解消</li> <li>・長期休業中に開催される会議、研修の削減の検討</li> <li>・初任者研修の弾力的運用の検討</li> </ul>
調査物等の項目削減・廃止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の頻度（毎年又は隔年）、時期、様式、対象者（悉皆削減・廃止等又は抽出）、設問項目の削減、調査依頼時の工夫（過年度提出データを添付して調査票を送付等）、重複・類似 調査の整理</li> </ul>
喫緊の課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導の負担軽減：部活動の休養日や活動時間の設定、運動部活動ガイドラインの周知・徹底</li> <li>・学校事務職員の職務の見直しと学校運営への積極的な参画</li> <li>・専門スタッフ、外部人材の活用</li> </ul>
市民の共通理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の多忙化防止に関する保護者、地域住民への説明と理解・協力</li> <li>・多忙化防止対策の啓蒙</li> <li>・教育委員会・校長会・学校体育連盟から各家庭への通知</li> <li>・PTA等を活用した保護者、地域住民への説明等</li> </ul>